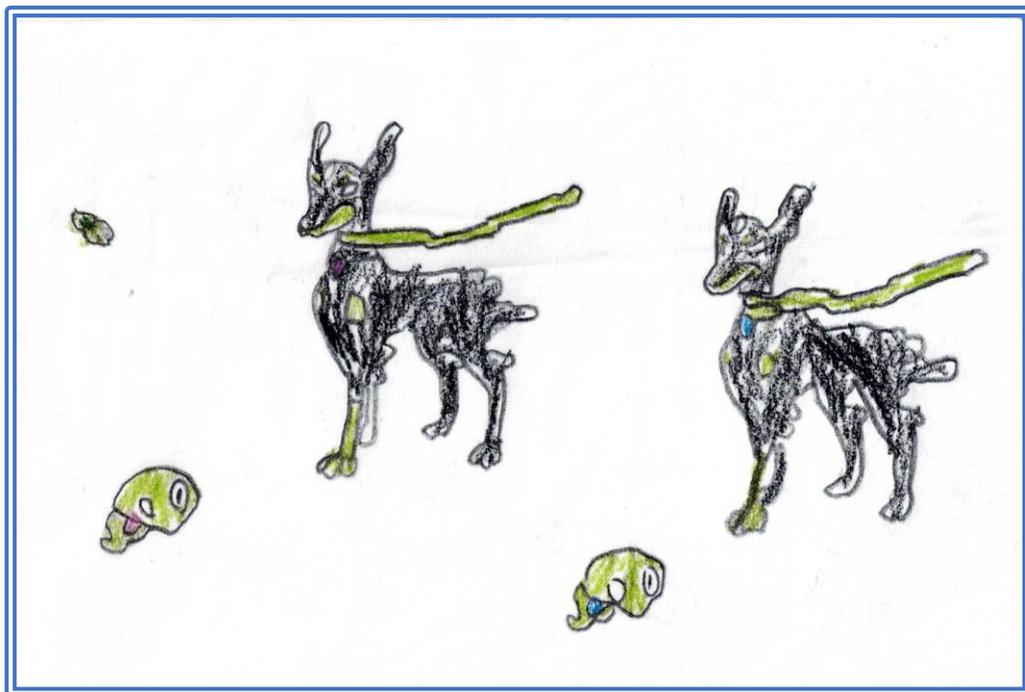


しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西

ニュースレター Vol.81



(小4 U.Y)

【もくじ】

2. 12月21日クリスマス会案内と募集
3. ひとり親家庭サポート団体全国協議会第2回広島大会報告 岡村晴美弁護士
4. ひとり親家庭サポート団体全国協議会第2回広島大会報告 フリートーク
5. 第2回セミナー「離婚後の選択的共同親権をめぐって」講師 宮地光子弁護士
6. 「障害のあるひとり親の児童扶養手当併給調整違憲裁判最高裁判決」報告集会
7. 秋の遠足 神戸どうぶつ王国に行ってきました
8. 西宮市と「未婚の調書」をめぐっての話し合い
9. 母子生活支援施設「ルフレ八尾」見学報告
10. 地域活動報告とこれからの予定
11. 活動日誌 / 電話相談日・メールでの相談
12. 年末緊急食料支援募集案内 / ご寄付のお願い

Facebook
も見てね

クリスマス会お知らせ

日時・・・2025年12月21日（日）

場所・・・天六：本庄会館2階和室（天神橋筋6丁目駅

⑪番出口を出て直進、動物病院の角を左に曲がる。）



★13時半受付：14時スタート

★参加費： 大人200円 子ども無料—

- 関西大学学生ボランティア「あかとんぼ」による人形劇（20分）



（題目） 一かっぱのさがしもの—

- みんなで歌おうクリスマスソング（10分）

- バザーコーナー（バザーに出したいものあれば持参）

- 食料支援あり 袋などお持ちください。



- 申し込み方法 しんぐるまざあず・ふおーら・関西のホームページ「お問い合わせ」欄より申込む。12月1日募集開始、先着40名様になり次第締め切ります

主催：NPO法人 しんぐるまざあず・ふおーらむ・関西

〒531-0074 大阪市北区本庄東2-2-31 新納ビル 502号



電話：FAX 06-6147-9771

当日の連絡先： 携帯：080-6439-8802

ひとり親家庭サポート団体全国協議会 第2回 広島大会報告 岡村 晴美 弁護士

今年度は、ひとり親家庭サポート団体全国協議会の全国大会が広島県福山市で開催されました。その第一日目の10月4日(土)には、岡村晴美弁護士(弁護士法人名古屋南部法律事務所)による講義「共同親権制度の最新動向と現場で求められる対応～支援者として知っておきたい共同親権の法改正と実務への影響～」がありました。

共同親権問題を考えるうえで、最も注意を払わなければいけないのが、DVが存在ケースです。DVは身体的暴力に限りませんが、精神的暴力や経済的暴力などが身体的暴力よりも決して軽いわけではありません。岡村弁護士はご自身のいじめに遭った経験から「被害者は被害に自信がもてない」と話していました。被害者にとってDVは屈辱的で、みじめなことで、自分が受けている暴力を客観的に認識することは容易なことではありません。

また、DVが子どもに与える影響も十分に検討されなければいけません。子どもへの虐待と併存しているケースも少なくありません。たとえ、子どもへ直接的な虐待が見受けられなかったとしても、子どもを利用して被害者を孤立させたり、監護親にダメージを与えたりすることで養育環境を悪化させる場合など、すべてのDVは子どもに影響があると考えておく必要があります。

DV被害者がPTSDの症状に苦しめられることは稀なことではありません。そこからの回復にはまず加害者から離れることが必要ですが、面会交流などで加害者である別居親と関わり続けなければならない状況に置かれている被害者もいます。監護親がPTSDから回復することは、子どもの養育環境の向上に直接関わることなのに、別居親と交流を継続することの方を優先するような制度、DVが原因で面会交流を拒絶していても、被害者が非協力的であるとマイナス評価を受ける可能性がある制度になっていることに大変不安を感じました。

葛藤の強いケースほど面会交流の取り決めは細かくなっていることが多いのだそうです。それは面会交流の都度、協議することが困難だからでしょう。DVがあるケースでは、被害者は面会交流を望まないことも多いでしょう。また、取り決めをしていなければ、面会交流が実施されない、実施されなくても監護親に実施を強制できない、という別居親の不信感によるものでもあるでしょう。しかし、共同親権は父母が協力的な関係でないとうまくいきません。共同でやっていくという合意すらできない父母に共同を命じて、子どものためにうまくやれるのか。DVや虐待がありうる事案において、共同親権が支配継続の手段に使われないうか、慎重に検討する必要があります。

また改正法が施行されると、現在すでに離婚していても共同親権を要求される可能性があります。ただ、それによって共同親権を命じられることはそれほどないのではとの見通しを立てているとのことでしたが、何回も申立てを繰り返すリーガルハラスメントのような嫌がらせなどは起きると考えられます。共同親権の問題は、当事者や支援者だけでなく、とくに子どもと関わりのある方にはぜひ知ってほしい問題だと思いました。 U.A.

ひとり親家庭サポート団体全国協議会 第2回 広島大会報告

フリートーク 西崎 麻衣

「未婚・非婚の行政手続きについて」

私は未婚シングルマザー当事者です。今日は「未婚・非婚の行政手続き」について、お話をします。昨年、大阪市の行政対応について団体内で報告がありました。未婚ひとり親が児童扶養手当申請時に、過去の交際についての申立書提出を求められたということでした。申立書には、交際の開始日から終了日、交際の頻度、宿泊の回数、同居の有無、生計の補助、交際を解消した理由、子の出生に至った経過の設問がありました。

なぜ、既に終了した交際について、ここまで詳しく説明が求められるのか。どれくらいの期間、どういう状況なら「ひとり親」として認められるのか。そして、最も許せなかったのは「出生に至った経過」という項目です。生まれてきた命に「説明」を求めること自体が、非常に不躰で屈辱的で、「どのように生まれてきたか」にこだわり、ジャッジをする理由が理解できませんでした。それは「どうやって生まれたかで価値が決まる」と言われているようでした。私たちは、こうした不当な扱いに対して、申立書廃止を求める要望書を提出、大阪市と面談をしました。市は「事実婚と区別するため」と説明しましたが、戸籍や住民票で母子世帯であることは十分にわかると伝えました。私も大阪市在住ですが、申請時に同様の聴取があったことを思い出しました。「なぜ結婚しなかったの?」「父親は?父親の住所は?」と詳細に聞かれた記憶が蘇りました。なぜ、誰も疑問を持たなかったのか。そこには、未婚親への根強い偏見があるからだと感じています。

そして今年3月、「次年度より申立書を廃止する」と市から連絡を受けました。これは、私たちの声が社会を動かした結果です。でも、偏見は残っています。8月にも他市で、児童扶養手当申請時に行政職員が家に来て、「男の影がないか」と歯ブラシまで確認されたという悲痛な声が届きました。私たちは、こんな扱いを受けても、黙っていなければならないのでしょうか。

未婚・非婚のシングルマザーは、シングルマザーの中でも少数派です。でも、だからこそ声をあげないと、私たちに貼られた偏見の負のレッテルは剥がれることはありません。少数派の痛みが“なかったこと”にされる社会は、絶対におかしいと思います。どんな状況で生まれた子どもでも、どんな理由で産んだお母さんでも、命や人の価値は等しく尊い。これからも、堂々とそう伝えていきたいと思っています。そして、社会がもっと家族の多様性を認め、すべてのひとり親家庭がいきいきと暮らせるようになることを心から願っています。



第2回セミナー「離婚後の選択的共同親権をめぐる」 講師 宮地 光子 弁護士

10月13日（月・祝）大阪住まい情報センター5階において、セミナー「離婚後の選択的共同親権をめぐる」を開催しました。講師は宮地光子弁護士（女性共同法律事務所）。まもなく施行される選択的共同親権や養育費改正について解説をしてもらいました。

今回の法改正は施行前に生じた事項にも遡及するため、現在が単独親権であっても、どのような場合に共同親権に変更になるのか？共同親権を選択した場合、どのような事項を親権者双方で決める必要があるのか？わかりやすく時間いっぱいお話しいただきました。

その中で施行後に想定される問題点や疑問点に対しアップロードされた現時点でのガイドラインでさえ、裁判官の裁量や甘い想定に依るところが大きいことを知り、まだまだ不安な点が多く残ることがわかったので今後も理解を深めたいと思います。U

【参加者の感想】

- 離婚後の選択的共同親権のお話、具体的に事例をあげてご教示下さりありがとうございました。面会交流は子どもが傷つかないか、子どもの心を守ることを最大に教えて欲しいし、こういった家族に関わる関係者の方々には知識と感性が必要だと思います。ひき続き勉強させて下さい。
- 共同親権のお話と法廷養育費について大切勉強になりました。ありがとうございます。実際モラハラで別居→離婚した経験からすると、今回の施行でモラハラしてる人が子の利益を優先して考えてくれるとは思えないので共同親権の申出があっても単独親権のままにできる様に証拠を残しておかなければと思いました。
- 共同親権に良いイメージをもっていたが、逆に共同親権であることが自分だけでは決められないこともあるのだとわかったのもう少し勉強しないといけないと思った。
- とても勉強になりました。勘違いしていたのですが、法律改正前の離婚も共同親権の適応になると話を聞いて驚きました。もし、もめた場合は結局、母親側からすると経済的に厳しくても裁判をおこし、しかも裁判官の裁量に大きく左右された結論になるのかなと感じました。（法律の表現が描象的なため）
- 現在離婚訴訟中です。（DV案件で）代理人には親権がとれるから心配なくてもよいと言われていますが、勉強したいと思い参加しました。非常に難しかったですが、また折にふれて見返したいと思います。ありがとうございました。



「障害のあるひとり親の児童扶養手当併給調整違憲裁判」 最高裁判決 報告集会に参加

報告集会（令 7.9.16）大阪弁護士会館にて

山田さんの訴えを最初から受け止め闘ってくださった田中俊弁護士に、説明をしていただいた。私が理解できた範囲で報告します。

児童扶養手当はひとり親に支給され、障害基礎年金は障害のある親のために支給されている。山田さんはひとり親で、障害があり生計に十分な収入を得ることが難しく日々、経済的に困窮をきわめている中で4人のお子さんと暮らしてきた。山田さんの困窮した生活実態については、裁判の過程で専門家の調査による証拠が裁判所に提出されている。今回の判決では、山田さんが生存権をおびやかされていることが記された、その貴重な調査書類についての言及は一言もなかった。

山田さんが受け取るべき児童扶養手当と障害基礎年金全体（子加算を含む）を比較して、児童扶養手当が障害基礎年金を上回る差額だけを支給する行政の併給調整措置が、ひとり親でしかも障害のある親の家庭にとり、どれだけ酷い行政措置であるかを、証拠を持って国民のひとりとして生活を保障されるよう司法に訴えてきた。

今回の判決では、この「ひとり親で障害のある児童扶養手当と障害基礎年金の併給調整」という行政措置は憲法に違反していない、となっている。理由がおかしいのである。一方の親が障害のある親の場合は、もう片方の障害のない親に児童扶養手当が支給され、もう一方の親に障害基礎年金が支給されている。ひとつの家庭に両方が支給される。判決では、二人の大人のほうがひとりより、支出が多いからというものだ。働ける大人の親がひとりいたら、収入は、ひとり親で障害のあり仕事にありつけない山田さんより、多いと考えるのが世間の意見であろう。証拠書類についての言及もなく、一般論で片付けようとする。いや、一般論であるとしても、筋が通っていないことがわかった。

山田さんの訴えを棄却した最高裁の判決文は、理由をこねくりまわして余計わかりづらいが、ひとりの人（個人）に正面から向かい合って、人権をまもらなければならない裁判所の理念からではなく、行政の措置で合法だから司法でも合法というようなものと受け止められる。しかし、判決をだした判事の中に、宇賀克也判事の反対意見もあった。司法に携わる者の信念が述べられて、一筋の希望を見出したし、これからも闘いは否が応でも続け、理解できたら応援者も広がるに違いないと思った。M

令和2（2020）年の改正（厚生労働省通知）

■ひとり親世帯についても、児童扶養手当と障害基礎年金の子加算部分のみについて併給調整が行われるようになった。

秋の遠足 神戸どうぶつ王国 こどもも楽しめた一日

【参加者の感想】

- 今日はありがとうございました！
- チケットをいただけただけ分、こどもに色々な体験をさせることができました。
- フットフィッシュでは、こどもは残念ながらすぐすぎたすぎて一瞬しか水に足をつけられませんでした。母はビリビリを感じられるまでがんばって足を水につけられて、同じ体験をして感想を楽しく言い合うことができました。
- また念願のラクダに乗って、馬とは違うラクダの乗り心地を体験できて、こどもは満足そうでした。
- こどもがやりたいと言っていたえさやりをいくつか体験しましたが、家では見られないうれしそうに喜んでいる表情をいっぱい見ることができました。母はとてもうれしかったです。
- 動物を見るのも、こどもと一緒に色々まわって、トラがえさを食べているところを見られたり、こどもが「カピバラが一番好きかも」と教えてくれたりと、楽しく会話をしながらまわることができました。
- とてもいい経験ができました！



西宮市と「未婚の調書」をめぐる話し合い

昨年大阪市と話し合いを重ね、2025年度からいわゆる「未婚の調書」を大阪市は廃止した。今年、夏の食料支援の時に、シングルマザーに児童扶養手当の現況届の時などに「窓口ハラスメント」を受けた事があれば、書いてくださいとおねがいたところ、何の書類名か思い出せないけれど、児童扶養手当申請の書類を書かされて、傷つき、帰り道であまりのことで泣いてしまった、という旨の体験を語られていた文面があった。市の職員による「家庭訪問」を受け、自宅に上がられて家の中をチェックされたらしい。この当事者の声を読んで、私たちは、あまりのことに驚き、怒りとともに、何とかしなければと、該当する自治体に、話し合いを申し入れた。西宮市ばかりではないらしいが、まだ、婚外子を出産した女性に「未婚の調書」の申請書類を書かせている自治体があるとの情報もあるので驚いている。

9月19日に西宮市の子育て手当課と話し合いを持った。「第三号（未婚）調書」について、未婚で子どもを出産後、男性と関係が破たんした後、児童扶養手当の申請をする場合、過去の男性との出会いからの経緯を細かく尋ねる項目は、不要ではないか、人権侵害の領域に入っている内容は不適切ではないかという観点で話し合った。

その結果、10月10日に、子育て手当課は、「第三号（未婚）調書」を改め「事実婚解消」と「未婚の調書」を合体したような調書を作成した。その新しい申請用紙の中身を見て、11月7日にまた話し合いの場を持った。子の「認知」の有無や認知の予定などを尋ねる項目を削除するという方向で市側も了承された。子が父親から「認知」されているか、否かは、児童扶養手当の受給要件と関係ない。認知されていても、手当は受給できる。また、戸籍の提出も課せられるので、窓口の「調書」で聞く必要はないと、私たちは考え、市と話し合った。子どもの福祉の充実、親のプライバシー保護の観点から、子育てしやすい西宮市の未来を目指してほしいというおもいを伝えた。

●なお、「母が婚姻によらない」場合についても、「児童の父又は母からの当該児童に対する養育費の送金」「面接交渉」があっても受給資格に影響を与えないと、既に平成22年7月30日の厚労省から通知が出されている。児童の権利は、親の離別・婚姻外出産・事実婚解消などによって違いはないはずだ。

※「認知」・・・父に「認知」（法律上の親子関係）を請求する権利が、子にあります。子が未成年であれば、母親が法定代理人となり、認知請求できます。子が成人となれば、子が請求できます。

♥ 2002年1月31日、最高裁判所は「認知」による児童扶養手当受打ち切りの行政処分について、「児童扶養手当法施行令の当該箇所は違法な規定」と無効が認められた。

♥ 2013年の最高裁の違憲判決により、認知された非嫡出子の父の法定相続分は、嫡出子の2分の1であったが、不平等であるとして、同等の権利が認められた。 EDAMURA

母子生活支援施設「ルフレ八尾」見学報告

八尾にある母子を対象とした施設を見学した。昔の母子寮などから比べて充実した施設で、明るく、キッチン、トイレ、風呂も居室についている。また母親が働けるように下には保育所もある。就労支援なども相談に乗ってくださり、二年間くらいで親子が自立していけるように、支援していくという。

50床ある部屋は満床だが、ショートステイなどもある。理事長を中心に職員さんも良く勉強され、私達のセミナーにも毎回参加して下さる。

こちらの募集は全国どこの地域からも受け入れている。これはDV被害にあわれている方には助かる配慮だと思った。また地域の学校や福祉なども連携がしっかりされている。

このような支援施設が各所にたくさんあったら虐待や貧困で亡くなる子どもも減るのではないだろうか。全国に広まってほしい。

子どもの人権がまず守られて、母親も責められることなく生きていける世の中にしていきたい。

Kumi

地域グループからの報告



尼崎



○9月21日(日)おしゃべり会と学習支援、プログラミング学習をしました。

○10月26日(日)尼崎おしゃべり会で、三宮の atoa (アトア) に親子遠足に行きました。三宮に水族館ができた事は知っていましたが、入場料もかかるから、なかなか行く機会がありませんでしたので、このような機会とても嬉しかったです。幻想的な館内で時間を忘れてしまうくらい、夢中でみました。最上階からは神戸の海を眺められて素敵でした。期間限定の催しのお部屋である共鳴するアクアリウムはきらびやかで美しく、まるで異空間でした。和の部屋ではプロジェクションマッピングが流れ、素敵だったし、足元に泳ぐお魚さんたちが可愛く、竹で作られたランタンなど、見どころたくさんでした。行けて嬉しかったし、どれもこれも良かったです。またこんな機会があれば嬉しいです。ありがとうございました。

○11月16日(日)はトレピエ全館をあげての「女性フォーラム」でしんぐるまぎあず・ふおーらむ・尼崎としてギャラリー展示で「離婚後の選択的共同親権」を展示

箕面

○11月24日に滝道にみんなで紅葉狩りに行きました。昆虫館横の広場でお弁当を食べ一息ついたら、小枝を使ったリースを作りました。北村先生の指導の下わいわいと楽しく集中して、クリスマスリースを作ることができました。思ったよりも暖かく、日頃できないものづくりに、楽しい一日を過ごしました。



大阪

- 9月21日(日)おしゃべり会の場所が事務所になった。
場所変更の連絡がみんなにできていなかった。
- 10月26日(日)本庄会館で開催。色々子育ての悩みを話し合った。
- 11月23日(日)本庄会館で、クリスマス会の話など話した。

各地おしゃべり会 これからの予定

日程や内容は変更することがありますので、参加される前にご連絡ください

■尼崎 ※お問合せ先：smf.amagasaki@gmail.com

- 12月21日(日) クリスマス会
- 1月18日(日) おしゃべり会、プログラミン学習、学習支援
- 2月15日(日) おしゃべり会、プログラミン学習、学習支援

■大阪 大阪おしゃべり会と学習支援(場所・本庄会館)

お問合せ先 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西ホームページ

- 12月21日(日)●クリスマス会は本庄会館で一時半受付、ニュース81号2ページ案内
- 1月25日(日)大阪おしゃべり会と学習支援
- 2月22日(日)大阪おしゃべり会と学習支援
- 3月22日(日)大阪おしゃべり会と学習支援
- 関西大学学生ボランティアさんが学習支援で、やさしく教えてくれています。



*** 活動日誌 ***

9月3日(水) 相談日
9月5日(金) 相談日 事務所ミーティング
9月10日(水) 相談日
9月11日(木) ニュース発送作業
9月12日(金) 相談日 事務所ミーティング
9月16日(火) 山田さん裁判闘争報告集会に参加
9月14日(日) 相談日
9月17日(水) 相談日
9月19日(金) 相談日 事務所ミーティング
メルマガ配信
N市未婚調書問題で市にヒヤリング
9月21日(日) 尼崎おしゃべり会・プログラミング・学習支援
9月24日(水) 相談日
9月26日(金) 相談日 事務所ミーティング
9月28日(日) 大阪おしゃべり会
相談日 事務所ミーティング
10月1日(水) 相談日
10月3日(金) 相談日 事務所ミーティング
10月8日(水) 相談日
10月10日(金) 相談日 事務所ミーティング
10月12日(日) 相談日
10月13日(月・祝) セミナー「離婚後の選択的
共同親権をめぐる」
10月15日(水) 相談日
10月17日(金) 相談日 事務所ミーティング

10月22日(水) 相談日
10月24日(金) 事務所ミーティング
和歌山大学学生来所
10月26日(日) 尼崎おしゃべり会親子遠足
(三宮atoa)
大阪おしゃべり会 相談日
10月29日(水) 相談日
10月31日(金) 相談日 事務局ミーティング
11月2日(日) 関西秋の親子遠足(神戸どう
ぶつ王国)
11月5日(水) 母子支援施設 ルフレ八尾を
見学
11月7日(金) N市と話し合い
11月9日(日) 相談日
11月12日(水) 相談日
11月14日(金) 相談日 事務局ミーティング
11月16日(日) 尼崎女性フォーラムに参加
(ギャラリー展示)
11月19日(水) 相談日
11月21日(金) 相談日 事務局ミーティング
11月23日(日) 大阪おしゃべり会 相談日
11月24日(月・祝) 箕面おしゃべり会紅葉狩
り
11月26日(水) 相談日
11月28日(金) 相談日 事務局ミーティング
11月30日(日) 尼崎おしゃべり会・プログラ
ミング・学習支援

■電話相談■ 相談電話番号：06-6147-9771

毎週水曜日 14時～17時 毎週金曜日 14時～18時

毎月第2・4土曜日 14時～16時

■メール相談■ 随時受付 HPの「お問合せ欄」から相談内容を記入してください

♡子育て・教育費・奨学金や児童扶養手当、離婚後の生活・就労の悩みなど

♡行政の窓口や記入事項やアンケート項目など、不愉快な思いをしていませんか

冬休みの臨時食料支援の募集案内・年末支援のため 御寄付をお願いします

★冬休み臨時食料支援の募集案内★

①募集期間・・・12月6日（土）から12月10日（水）

※注意 12月6日以前の申し込みは受け付けません。必ず12月6日からお願いします。

②募集世帯数・・・85世帯

③支援対象世帯・・・シングルマザー・プレシングルマザー（別居中）

- ・児童扶養手当受給世帯（※受給者証のコピー提出は不要）
- ・生活が苦しいと感じているシングルマザー世帯



④申し込み方法・・・当団体のホームページ【お問い合わせ】欄より

必ず以下の事項を記入してください

- 相談内容の箇所に「食料支援希望」と記入
- 宛先（郵便番号、住所、連絡できる電話番号、親の名前）
- 生活状況（就労・収入や生活困難・子の状況・教育費、病気、相談事など自由にお書きください。

◆◆ 会費・寄付のお願い ◆◆

いつも、会費・賛助会費・ご寄付・カンパ、お米・食品類・お菓子などのご支援を頂き、本当にありがとうございます。深く感謝を申し上げます。各個人様や団体様、いつもご支援頂いている関西よつ葉連絡会様、株式会社ベルコ様、おてらおやつクラブ様、コスメバンク様、合同会社オブシード様等、多くの食品類や衛生用品・化粧品・マスクなどのご寄付を頂き、本当にありがとうございます。

★冬休み臨時食料支援は、高騰がおさまらないお米や食品類を生活に困っている 85 世帯のシングルマザーにお届けします。

特に、お米・お餅・おそば・パスタ・ラーメン・乾物類・缶詰など（生もの以外の食品類）・衛生用品などのご寄付を募集しています。ご協力をお願い致します。

★ご寄付・会費等の納入をお願いします。

※2024年度と2025年度の会費が未納の場合どうか振込みを宜しくお願いします。

当会の運営を支えるために、ご寄付・年会費 3,000 円（賛助会費 5,000 円）をお願いしています。年度は4月1日から翌年の3月31日までとなっています。●税金控除はありませんが、お願いします。受領証等をもって領収証に代えさせていただきます。領収証の必要な方は、振替用紙にチェックを入れるか、その旨を記入してください。

【郵便振替口座】記号 00920-4 番号 150163

加入者名：しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西